

**女性のためのつながりサポート事業  
広報業務**

**業務仕様書**

**令和3年6月  
岩手県**

## 女性のためのつながりサポート事業広報業務 業務仕様書

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「女性のためのつながりサポート事業広報業務」（以下「本業務」という。）の受託候補者の選定に関し、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

### 1 本業務の概要

#### (1) 業務目的

国の地域女性活躍推進交付金を活用した「女性のためのつながりサポート事業」で設置する「女性のためのつながりサポートセンター（仮称）」（以下「サポートセンター」という。）の相談窓口や居場所（サロン）について、あらゆる年代の女性が気軽に利用してもらえるよう広く周知することを目的とする。

#### (2) サポートセンターの概要

県内を2エリアに分け、コロナ禍で不安を抱える女性や既存の相談窓口に行きづらいと感じる女性、経済的な理由等により女性用品を購入できない女性等に寄り添ったきめ細かい対応をするため、相談窓口の設置や居場所づくり（サロン開催）、女性用品の提供を実施。

※ 令和3年7月中旬頃の開設予定。設置期間は令和4年3月末までを予定

※ 各センターの運営は、それぞれNPO等へ委託。運営受託予定者は6月に公募のうえ、6月下旬に決定する予定。

	県央・県北センター（仮称）	県南センター（仮称）
運 営	委託団体A（NPO等）	委託団体B（NPO等）
対象エリア	盛岡市、宮古市、久慈市、二戸市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町	大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、西和賀町、金ケ崎町、平泉町、住田町、大槌町
相 談 窓 口	女性専用の相談窓口 ・ 電話・対面・メール ・ オンライン・専門相談 ・ 出張相談 (相談受付日・時間は運営団体と協議し決定)	女性専用の相談窓口 ・ 電話・対面・メール ・ オンライン・専門相談 ・ 出張相談 (相談受付日・時間は運営団体と協議し決定)

居 場 所 づ く り (サロン)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エリア内2か所以上に設置 (1か所ごとに月2回以上提供)</li> <li>・随時、居場所でサロン等を開催し、ピアサポートの場とする (コロナの状況によっては、オンラインでのサロン開催も検討)</li> <li>※設置場所は運営団体と協議 想定：盛岡市、二戸市</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エリア内2か所以上に設置 (1か所ごとに月2回以上提供)</li> <li>・随時、居場所でサロン等を開催し、ピアサポートの場とする (コロナの状況によっては、オンラインでのサロン開催も検討)</li> <li>※設置場所は運営団体と協議 想定：北上市、釜石市</li> </ul>
女性用品の 提 供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談や居場所(サロン)利用者で必要な方に女性用品(生理用品等)を提供</li> <li>・サポートセンターを広く周知するため、女性用品の提供に合わせ本広報事業で作成するチラシを同封し配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談や居場所(サロン)利用者で必要な方に女性用品(生理用品等)を提供</li> </ul>

### (3) 業務内容

- ① サポートセンター周知チラシ・ポスター作成、発送
- ② ウェブサイトの作成
- ③ その他、応募者が企画提案する内容による情報発信

### (4) 広報のターゲット

あらゆる年代の女性を対象として広く周知することで、次に掲げるような女性がサポートセンターを気軽に利用し、ほっとする時間を持つことや、気持ちを少しでも軽くすること、又は専門の相談機関を紹介することに繋げていきたい。

- ア コロナ禍で漠然とした孤独感や不安感のある女性
- イ 既存の相談窓口(福祉事務所)には相談しにくいと感じている女性
- ウ 誰かに話を聞いて欲しい、誰かと話をしたい女性
- エ 悩みがあるが、どこに相談していいかわからない女性
- オ いわゆる生理の貧困と言われるような、経済的な理由等により生理用品が買えない女性

### (5) 委託期間

委託契約締結日から令和4年3月18日(金)まで

### (6) 委託上限額

1,907,000円以内(税込)

## 2 仕様詳細

### (1) チラシ・ポスター作成、発送

目的	あらゆる年代の女性に対し、サポートセンターの周知を行い、相談や居場所（サロン）の利用に結びつける。
委託内容	サポートセンターの周知用チラシ・ポスター等の作成に係る企画・デザイン、印刷、発送、納品、経費の支出までの一連の業務とする。 ① チラシ 【企画】 A4判（両面、カラー印刷） 【部数】 100,000部 ② ポスター 【企画】 A2判（片面、カラー印刷） 【部数】 1,000部 ③ チラシ・ポスターの発送 別添送付先一覧（160か所）により発送を行うこと。 発送する際は、岩手県環境生活部若者女性協働推進室と協議することとし、同室が作成する文書を同封すること。
企画提案内容	① 作成スケジュール（契約後速やかに製作し発送・納品すること。） ② 上記周知資料仕上がりイメージ（ラフデザイン、写真部分等は絵コンテでも可。）
留意事項	① デザインや内容については、提示された内容を元に、契約後に受託者と県で調整のうえ決定する。なお、決定後のデザインについては、電子データ媒体等により県に提出すること。 ② 県に直接納品するポスターは4つ折りとすること。

### (2) ウェブサイトの作成

目的	あらゆる年代の女性に対し、サポートセンターの周知を行い、相談やサロンの利用に結びつける。
委託内容	ウェブサイトの作成に係る企画、制作、公開、運用保守、問い合わせ対応、経費の支出までの一連の業務。
企画提案内容	① 作成スケジュール（契約後速やかに製作すること） ② ウェブサイトの仕上がりイメージ
留意事項	① タブレットやスマートフォン等での閲覧に配慮した仕様とすること。 ② 随時開催する出張相談の場所や日時、サロンの開催内容等が随時更新できるような仕様とすること。

	<p>③ 専門的な知識がなくても更新作業等が容易にできる仕様とすること。</p> <p>④ 県職員以外の者（サポートセンター運営団体A・Bの職員）が更新できるような仕様とし、操作等についての問い合わせに対応すること。</p> <p>⑤ デザインや内容については、提示された内容を元に、契約後に受託者と県で調整のうえ決定する。</p>
--	--

### (3) 自由提案

コンペ参加者は、サポートセンターについて、一層の周知を図るため、必要と考える企画内容を自由提案できるものとする。

## 3 契約に関する条件等

### (1) 再委託等の制限

- ① 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ② 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

### (2) 再委託の相手方

受託者は、上記(1)②により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

### (3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ① 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ② 県は、上記(1)②により受託者から受託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ③ 受託者は、上記①、②による請求があったときは、当該請求に係る事項への対応について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して書面により通知しなければならない。

### (4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転するものとし、成果品及び成果品に収められた映像や使用した写真等（以下「成果品等」という。）は、今後、県が自由に利用できるものとする。

なお、成果品等は、改変して利用する場合があります、その場合において、著作者の名誉・声

望を害しない方法による改変利用については、著作権者は作品の同一保持権を行使しないものとする。

その他詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

(5) 機密の保持

受託者（再委託先を含む）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(6) 個人情報の保護

受託者（再委託先を含む）は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。